

第十九回 参議院文部委員会會議録第十五号

(三四三)

昭和二十九年四月二日(金曜日)午前十時四十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 川村 松助君
理事 加賀山之雄君
荒木正三郎君
相馬 助治君

委員

木村 守江君
田中 啓一君
中川 幸平君
横川 信夫君
河野 謙三君
高橋 道男君
岡 三郎君
高田なほ子君
永井純一郎君
石川 清一君
長谷部ひろ君
野本 品吉君
須藤 五郎君

国務大臣 大達 茂雄君
文部大臣 大達 茂雄君
政府委員 大藏政務次官 植木庚子郎君
文部政務次官 福井 勇君
文部省初等中等教育局長 緒方 信一君
文部省管理局長 近藤 直人君
事務局側 常任委員 竹内 敏夫君
会専門員

説明員

常任委員 工楽 英司君
会専門員 大蔵省主計 谷川 宏君
局主計官 調達庁次長 大石 孝章君
産部次長

本日の会議に付した事件

○義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○教育、文化及び學術に関する調査の件
(体育行政等に関する件)
(駐留軍による学校施設の損害補償に関する件)

○委員長(川村松助君) 只今から文部委員会を開会いたします。
義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案、両案を一括議題に供します。

○野本品吉君 両案の内容に直接関係はないか知れませんが、一、二の点について文部大臣の御意見を承わっておきたいと思ひます。

これは私が申し上げるまでもなく、個人の尊厳が重んぜられて、自主性、創造性の豊かな人間の育成が教育の目標であるということは基本法の示すところでありまして、疑いの余地はないと思ひます。で、この考え方は教師そのものにも当てはめて考えなければなら

んことであります。教師が尊重され、個性の豊かな自主性、創造性の豊かな教師であるようにということは同様に考えられなければならない。従つて日本の国の教育の振興というようなことは、日本の国の教育行政と言いますか、文教の基本方針として物心両面から、明朗、闊達、創造性の豊かな教師であることができるように努めるということが私は根本の問題だと思ひます。で、萎縮した教員にのび／＼した子供を育ててくれということは注文が無理なんです。そういうようなことについての大臣の御感想、御所見を承わりたい。

○国務大臣(大達茂雄君) 私は只今野本さんがおっしゃつたと同じように考へておるのであります。先生が極めて暢達したのび／＼とした教育を行うことによつて子供が創造性の豊かな良識のある人間として成長して行く、かように期待しておるわけであります。

○野本品吉君 もう一点ですが、これはこの法案を一つの教育問題として考へて行きますときに、私は本委員会の審議全体を一貫しまして次のようなことを心から念願しておるものです。それはこれも私が申し上げるまでもなく、教育というものは信頼の上にのみ成り立つ。教師に対する子供の信頼、子供に対する教師の信頼、それから文部省に対する教師の信頼、教師に対する文部省の府である文部省の信頼、それから父兄に対する教師の信頼、教師に対する父兄の信頼、そういうようなあらゆる

る面における信頼ということが教育のよつて行われる基本的な条件である、かように考えます。そこで最近の状況を見ますというと、遺憾ながら私は文部省と現場の教育者との間における信頼が果して十分であるかどうか、それから教師に対する父兄の信頼がどうかあるか、それから又先生に対する子供の信頼がどうかであるか、こういうふうなことを考えますと、私は教育のよつて立つ基本的条件である相互の信頼感というものが或る程度入つておる、溝ができておる、かような状態では日本の教育というものは絶対に振興することができないというふうな考へておる。そういう状況であるところへこの二法案が提出されたのであります。二法案の提出のいい悪いはこれは別の問題といたしまして、私はさつき申しましたお互いの相互信頼というものがあることになつたらこれは大変遺憾なことだと思ひます。そこでこの法案の審議に当りましては政府といたしまして我々といつたしまして、現在及び将来の日本の教育の上に好ましくない影響を与えないようにという線の上に極めて細心に、慎重に審議を進めまして、教育そのものの尊厳、それから教師に対する信頼感というやうなものに悪影響を及ぼすことのないやうにということを私は教育を愛し教員を尊敬しますが故に特に強く考へていくわけであります。これは別に質問ということでないかも知れませんが、こ

れらのことにつきまして何か御所見がありましたらば伺ひたい。○国務大臣(大達茂雄君) 私も全く同感であります。殊に教師とその対象となりまふところの児童といふか、生徒との間の関係は全く相互の信頼というものがなければ、これは全然実質的には成立たない、教育というものは成立たないと思ひます。生徒、児童は、これは飽くまでも先生を信頼して先生から教わる、先生から教えられる立場でありますから、従つてかような純粋な無垢な信頼を寄せられてゐる先生としては、その信頼に応えるために十分自分の良心において、自分の責任において、自分の良識に基いて立派な教育を授けなければならんことは、先生のこれは使命とするところであると思ひます。それがなければ全く教育というものは成立たない、かように考へております。この教育二法案というものがこの信頼というものを破壊するといふふうには勿論私どもは考へておりませんので、ただ先生が今日やもすると自分の主観だけによつて子供を育てる、良識のある立派な子供を育てるということ考へるよりも、むしろ自分の主観、自分の主張というものを子供に注入するということに走り過ぎる。その結果は教育の基本であるところの中立性を喪失するやうな虞れがあるといふことを非常に心配をしておるのであります。子供は判断力がありまへんから、それでもやはり先生に対しては無限の

おやり下さつて結構だと思ひます。やはり私は野本委員の質疑を続行することを願ひます。

○國務大臣(大達茂雄君) 高田さんに申上げますが、私が偏向教育を目標として動く、こう申上げたのは、只今野本さんにお答えしたように、具体的に個々の事例を申上げておつたのじやない。目標とする動きというものは、偏向教育をすべきことを学校に指示し、そうさせようとする動きがある。具体的な事例を言つたのじやない。そうさせようとする動きが日教組の動向において認められる、こういうことを申上げたのですから、そういう意味でお聞取りを願ひます。

○野本吉吉君 結局私がつきりお伺ひしたいというものは、この法案は教育の偏向を防ぐための、つまり現われた事態に対する対症療法として考えることを主とするか、それとも将来そういうことは更に拡大したら困るから予防的な意味か、そのどちらに比重が大きく置かれていくかということを知りたい。

○國務大臣(大達茂雄君) これは現在行われておる教育に対しては、これを矯正しなければならぬのであります。併し法律の目的とするところは、かかる偏向教育が我が国の教育の場において今後行われぬようにしたい。いわゆる中立を確保する、こういう趣旨に御了承を願ひたいと思ひます。

○野本吉吉君 私の質問は終ります。

○高田なほ子君 私はやつぱりこの文部省から出された資料の取扱ひ、この問題について大臣にお尋ねをしたいわけでありませう。私は国会に提出される資料、これは文部省でもそうですし、

或いは厚生省でも大蔵省でも結構ですが、国会に出されるその省からの資料というものは、国会の審議権を尊重して、国会の審議に遺憾なからしむるために出される資料だと心得ておるわけですから。そこで文部省から出される資料は、そういう国会の審議権を尊重する、そして議員の審議に遺憾なからしめ、万事疎漏なからしむるためにこれが提出せられるものと解釈するのであります。一般のこの資料問題に對する大臣の御見解を先ず承わつておきたいと思ひます。

○國務大臣(大達茂雄君) 仰せの通りでございます。

○高田なほ子君 そこで昨日の問題に若干触れますが、これは私理事に一応入つた問題でありますから、その問題には触れません。ただ手続上の問題ですが、荒木委員の御質問はやはり文部省から出された資料を元に、一応国会の審議に基いてされた質問だろつと私は思う。ところが大臣は荒木委員の質問をこれは拒否せられた形になつた、この拒否せられたことについて理事はその後の取扱ひをまあ御協議になつたようでありませうけれども、大臣は少くとも私はこの資料に對する委員の質疑というものを拒否されるということについては、私は非常にこれは遺憾じやないか、こういうふうに考えるわけでございますが、どういうわけで、大臣は審議権を無視せられて、議員の資料による質疑を拒否せられましたのか、その理由を一応承わつておきたいと思ひます。

○國務大臣(大達茂雄君) 私は決して審議権を無視するといふような氣持は毛頭ありません。提出いたしました資料につきましても一般的にどういふうな経路によつてこの資料は文部省として収集できたかということについては、一般的には申上げたのであります。ただ個々の資料についての出所或いは又調査の方法、そういうことに關連をしましては、遺憾ながらお答えを差控えた、かように申上げたのであります。これは昨日も申上げたように、私も私としてはこの出所或いは又その個々の場合についての調査の方法等につきまして、申上げることのできない事情があります。これは迷惑のかかる人があります。併しそういう意味で、できるだけ差支えないこととお答えを申上げたいと思ひます。

○高田なほ子君 資料そのものは文部省として調査をせられ、その調査に基いてこういう資料が出されるのでございませう。然るに大臣はこの調査の方法或いはその出所、そういうものについて言ふことができない、これでは私は余りに大まかな御答弁であると思ひます。私も個人の名譽を毀損するといふようなことについては、これは言えないかも知れないと思ひます。けれども、ここではつきりしておきたいことは、審議する場合に、大臣として御答弁をすることのできない限界と、資料に對して御答弁することのできない限界と、その限界といふのはどういふところに置かれておるのですか、伺ひたい。

○國務大臣(大達茂雄君) 別に一般的に答弁のできる限界とできない限界といふものは私はないと思ひます。私どもとしては差支えない限りの御返事はいたしたいと思つております。ただそれだけの問題によりましてお答えのできない場合もあり得ることを御了承頂きたいと思ひます。

○高田なほ子君 私はその御答弁が誠に納得が実に行かなかつたわけですから。そこでいろいろまあ調べてみましたけれども、大臣が国会の審議に際して御答弁をなさるということは、当然私は大臣の義務だと思ひます。大臣は委員会に君臨する存在ではなくて、委員会の審議の役に立つ私は番頭のお役目をしつていられると思ひます。そのかたが理由もなくその委員の質問に對してお答えにならない前例を作るといふことは、大変私は面白くない、こう考へましてどういふくどういふ質問をしていられるわけでありませう、個々の問題でなければわからない、こういうふうにおつしやつておられますけれども、個々の問題といふことになりますと、例えばどういふことがこの出された資料の中でお答えのできない点でございませうか。

○國務大臣(大達茂雄君) 先ほど申上げますように個々の事例についての出所、調査方法、これは一つ答へることをお断りして頂きたい。これは決して私として委員会を無視するとか審議権をどうとかという氣持はありませぬ。私どもの都合によること、この提出した資料について何でもお答えをしなければならぬといふものは、私は必ずしもそう考へておらん。現に衆議院の委員会におきましても国務院の本部から委員会に提出されました共産党内部における日教組の動きについての資料、それについて更に詳しい内容それから具

體的な人の名前とか、まあ各府県別の共産黨員の数字、まあそれらのことを更に追加して資料の要求があつたのであります。が、国務本部では国務本部の仕事を都合でお答えをしておりませぬ。これはやはり役所としての都合といふことがありますから、その点は決して委員会を無視するとか馬鹿にするとか、そんな氣持は毛頭ないのであります。その辺はそういう意味で御了承を頂きたい。若しそれを不十分とお考えになつても、これは実はやむを得ない。そういう意味においてこの資料をお取扱ひを頂きたい、こう思ひます。

○高田なほ子君 私は大臣のおつしやることはわかるわけでございます。併し全部わかつていられるわけじやない。これは何でも答へるというふうなことはこれは言ふべきことでもないし、又すべきことでもない。なかなか個人の氏名に耳するやうな問題は、我々又これを聞くべきことではない。又大臣としてもお答えになれない。これはもう基本的人權を守るといふ、こういう建前から。私はそういうことを申上げてい

るのじやないのでございます。ただ私は文部省として調査をなさつたこと、調査の方法などがなぜこの委員会に以て言えないか、この文部省のいわゆる調査の方法といふものについては今日まででもかなり問題になつて来ておる点もあつたと思ひます。なぜその調査方法が個人の名譽の基本的な人權に影響するの、文部省としてのこの重大な教育の基本をなすところのこの調査の方法についておつしやり得ないといふことについて、私は私納得ができないのでございませう、それはなぜでございませうか。

○國務大臣(大達茂雄君) 別に一般的に答弁のできる限界とできない限界といふものは私はないと思ひます。私どもとしては差支えない限りの御返事はいたしたいと思つております。ただそれだけの問題によりましてお答えのできない場合もあり得ることを御了承頂きたいと思ひます。

かくこれに動かされておる。これはほど強い力を持つておるのです。日教組といふものは、「結構です」と呼ぶ者あり)ですから文部省がですよ。文部省が正当に基く権限の行使、これを邪魔するものがある。而もその邪魔するも

とで堂々とやればよろしい。今言つたようなあいまい模範なやり方、教育委員会に日教組が指令を飛ばしたような

政、行政行動としてする仕事を邪魔せよという、これは一休いいことです。か、悪いことですか、常識上これは悪

動の実施を妨害する、これは批評する
ならいいですが、内容が不当であると
か何とかいうことを一般に批評もし、

為でも何でもない。そんなことを言つたら笑われますよ。行政上の何が文部省に権能があるのですか、何の権能が

きないというあんたの考え方なんです。だからいいですか、私の言つておるのは、だから文部省があんたの権

能で教育委員会に対して報告を求めろ、これはあなたのほうの権利だからね。あなたの権能でどこまでもやられるじやないか、人が妨害しようがしまいが、文部省はですよ、教育委員会に対して資料を渡せと言うこと、あなたが権能に基いてやることに。それこそあなた、くじらに、はえがとまつたようなことでは、大達さんの強引さから言えば、日教組が何をやっておつても、文部省の権限で報告を求めている。何々教育委員会は、何月何日まで報告を出さないのはけしからん、あなたの権能でできる。妨害ということではなくして一つの運動なのです。それは電気料金を上げる、或いはその他の問題について、政府が地方税を国庫に移管する、遊興飲食税を国庫に移管すると、こういうような閣議でできる、文部省よりも上なんだ。内閣全体でやめてやることに對して、こういうことに反対だと、国会議員にどん／＼陳情に來ているわけだ、反対を阻止するというのは……、反対なんです、反対を阻止するということなんです。そういうことまであなたがはいけないと言つたら、それはあなた団体のすべての行動の規制になる。それについて弁駁して御覧なさい。そういうことはできるはずはない。

○國務大臣(大達茂雄君) 先ほど言つたように、反対が悪いと言つてゐるわけではない。(論理が變つてゐる)と呼ぶ者あり)

【岡三郎君「反対です」阻止するのは」と述べ】

○國務大臣(大達茂雄君) 次官通牒の流布を拘束するのしよう、流布を阻止するので、次官通牒の中を反対して

いるというのじやない。

○岡三郎君 それだつたらあなたは随分この問題のとり方がおかしいので、それは私は何も感情論で言つてゐるわけではない。いいですか、流布も何も、あなたのほうは教育委員会に対して命令をするわけだ。出しなさいと言ひわけです。いいですか、何をしようといひわけ、いいですか、あなたをいひわけ、権能があれば、お出しなさいと言つて、出す権能があるんです。あつて、どうしようかといひわけ、法律的にある。法律的に拘束できないということを言つた場合、地方の教育委員会がそれを判断して出すか出さないか、やめるかやめないかといひわけ、地方教育委員会の自主性においてやるわけなんです。いいですか、団体の行動とあなたは地方教育委員会なら地方教育委員会と混同して、絶大なる影響力が日教組にあるといひ、そういう神がかり的なことを言つても、それはちつとも受取れないと思ひます。

○國務大臣(大達茂雄君) 先ほど申し上げました通り、報告を求めても、その通達、今日においてはそれは調査方法もあるはずだけれども、有効な調査方法が期待せられない、こういうことを言つておる。それは先ほど答弁した通り(主観だ)と呼ぶ者あり)主観ではない。事実上調査ができない。できないその一つの原因としては、日教組が邪魔をしてゐる、こう言つた。

○岡三郎君 私はここで多くを言ひたいが、そんな文部大臣の筋の通らぬ話はない。口実はない。この点についてははつきりしてゐるわけなんです。通牒を出したことについて事実であるか否かは、これは文書ではつきりして

いる。その問題とは関連してないと言つてゐるのです。私は法律的に言へば、文部省の権限、憲法とか善法とかいうことでなくして、都道府県教育委員会の権能といふものは、明確にあるのです。そうでしょう。そういう場合、その調査資料を都道府県教育委員会に出せと言つても、日教組の邪魔があるからうまいものが出て来ない。こう言われるのですが、いいですか、私はそういうことを言つてゐるのだから、今大達さんの言つた根本は、反対してはいけない、阻止してはいけない、そういうことは今の社会においてはおかしくない。妨害してゐることにしては、いづばいある。法律案を阻止することについては常時行われてゐる。いいですか、それはそれ／＼の國法に基いて、國權に基いて、國民の權利として、団体の權利として、団体の權利としてやつてゐるわけだ。それを逸脱したならば、國法に基いてこれを取締ることにしては、我々は何ら異論はない。但し問題はですよ、それがいけないといふならば、やはり冷静に法的根拠、実態がどうだとか、ああだとかいふ論は又にはいたしますが、そうじゃなくて、やはり教育委員会法なり、文部省設置法なりの立場から、こういう問題はこうだと言つてもいいや、そのときの偶発的な心理状況によつて、これはけしからんとか、いいや、とかいふことは、これは私は困る。それだけ私は明確に、法的に置しておきたいから言つたのです。それだけなんです。だからそういう点についてはけしからんとか、そうでないとかいひ、これは感情論の問題じやなくて、法律的にいつきり言つてもらひたい。

○國務大臣(大達茂雄君) いや、法的にと言われるけれども、日教組が法律違反をしてゐると言つてゐるのじやない。日教組が邪魔をしてゐるからなかなか有効な報告ができない、こう言つてゐるの、何か日教組が法律案をどうしてゐるとか言つてゐるのじやない。ただ日教組が、あなたが言われるように、その内容を反対されることは差支えない、内容を阻止することは、これは許された言論によるのかい、これはあります。併し同の行政行動の実施を妨害するといふことは、これは私はいけないと思ひます。これはあなたが差支えないと思われればそれまでです。これは私どもの常識ではそういうことは差支えない。

○岡三郎君 それは戦争前のあなたの常識です。

○國務大臣(大達茂雄君) いや、戦争があつてもなくてもそれは同じです、そういうことは。

○岡三郎君 それは絶対に違ふと思ひます。文部大臣がそんなことを言ひ始めるならば、私はこれは保留する。これはそういうふうに行われるならば、私は保留しておく。何も、あなたの考え方ならば、法律に對する是正運動といふことはできないといふことになる。(それは全然違ふ)と呼ぶ者あり)

○岡三郎君 今問題に關連して、大臣にお尋ねいたします。今大臣がお話になつた文部省の流した文書について、日教組がこれを握りつぶすように指令を出してゐる、こういうお話を伺ひます。実はこのことを聞い

たのは今初めてであります。従つてこれが事実かどうかといふことについては、私も後刻直接に調べたいと思ひますが、ただ若干疑問に思ふ点は、文部省の通達といふものは、私は教員組合の組織を通じては全然流れるものじやないと思ひます。これは教育委員会に宛てられたものであり、教育委員会に出された通達であると思ひますが、従つて教育委員会の系統を通じて流される性質のものだと思ひます。従つてこれが教員組合によつて、握りつぶされるということ、実際上考えられないのではないかと、いふに考へるわけなんです。どういふことで、これが阻止されたり、握りつぶされたりされるか、どうもよくわからないのです。そういう意味で御説明を求めたいと思ひます。

○國務大臣(大達茂雄君) この点では、私どもから日教組のほうへ聞いてみたいと思ひます。ありまして、日教組はどういふ方法で、その通達の流布を阻止する方策を講じてゐるのか、これは私どもにはわかりません。無論教育委員会に對する通達でありまして、日教組はその間に介在すべき限りではありません。併しそれに対して、日教組がその通達の流布を阻止する方策を講じた、こういうことを言つてゐる、どういふ方法でやるのか、その点、私どもにはわかりません。

○岡三郎君 私は組合が組合の考えに基いて、その組合員にいろ／＼な指令を出す場合があると思ひます。その指令はそれは組合の自主的な判断、自主的な考えに基いて出すことであつて、これは私は組合の自由な意思によつて決定されて何ら差支えがない

と思います。それは併し組合内部の問題で私はあると思うのです。ところが今文部大臣のお話になつたのは、文部省の通達を組合が阻止するということがあり得ないことだ、そういうことは現実にならうとしてもなし得ないことだというふうに、まあ私は考えます。ということは、それは教員組合とは全く別個の教育委員会の組織を通じて流される問題ですから、そういう点で私の常識から判断すれば阻止するというふうなことは事実上あり得ないというふうに考へておるのですが、大臣はこの文部省の通達によつて十分な調査ができないのだとおつしやつております。私はそんなことはあり得ないと思ひますが、大臣の所見を聞きたいと思ひます。

○国務大臣(大達茂雄君) 日教組が、その組合と組合員だけの間の動きではそれはあり得ないこととございます。教育委員会は別の機関ですから、併しそういう方策を講ずるといふことを言つておるのでありますから、日教組は何かの方法によつて教育委員会のほうにその影響を及ぼして、そして教育委員会をしてそういう通達の流布を阻止する、やらせないようにする、こういうことをいつてゐるものとしたか私どもには考へられない。

○荒木正三郎君 先ほどから文部大臣は、日教組は日本の教育を支配するやうな力を持つてゐるとか、いろ／＼お話がありました。この問題については私には非常な疑義がありますので、これは後刻改めてこの問題についてはお尋ねをいたしますが、少くとも日本教職員組合が教育委員会に働きかけて、こういった通達を阻止する力も持つて

おりませんし、又阻止するような考え方は私は持つていないと思うのだ。それは教育委員会を通じて流される通達そのものを、組合が直接圧力をかけてそれが流れないようにする、そういうことは私は事実上あり得ないというふうに思ひます。その通達の内容をもつと詳細に私は吟味したいと思つておりますが、これは組合員に対する組合の考へ方を指示してゐるのであつて、そして教育委員会にそういう働きかけをしてゐるとは私は全然考へられないと思ひますが、考へてもそんなことは成り立たないというふうに思つてゐるのですが、今文部大臣は教育委員会に働きかけてそれを阻止するように考へておるのじやないか、こういうふうな説明があつたのですが、そういうことは常識として考へられないというふうに思ひます。

○国務大臣(大達茂雄君) 教育委員会に対する働きかけが常に法律に根據のある働きかけというものであれば、これはお話の通り法律に根據を持たない支配、影響というものが教育委員会に及ぶはずがありませんし、現実の問題としては、やはりそういう影響を受けるといふことはこれは考へられることとあります。現に教育委員会法においても教育委員会は教育に対する不当の支配を排除する、この不当の支配といふことは勿論法律に根據を持たない支配のことをいう、だから法律の根據を持たない支配というものはあり得ないといふのはこれは現実の問題としてはないのであつて、現に学校の授業、日曜日に於て月曜日に休むというやうなことは、これは教育そのものの問題じやありません。これは学校の管理であ

り学校の運営の問題であります。従つて日教組はその組合員たる教職員に対してきよな指令を出してみたところで、これはそれによつて日曜日を月曜日に取り替へるということはできるはずはないのです。これは明らかに学校の管理、運営の問題であつて、個々の教員に対する限りではありませぬ。然るに日教組の指令は、この学校管理運営の上において明らかに教育委員会に極めて重大なる支配力を及ぼして、そして全国七割に及ぶ学校が振替授業というものをやつた。これはたつたこの間の事実であります。これがつまりテレビカルな教育に対する不当の支配の場合であります。私はそう思つておるのでありますからして、日教組が何と思つて見たところで教員委員会は教育委員会で、これは日教組とは別物だ、それに対してどうしようもないはずだ、それはあなたはそのやうなふうにお考へになるかも知れないけれども、現実の問題は必ずしもそうではない、これはこの間の振替授業によつても明らかにわかつておる。

○荒木正三郎君 それは今大臣は他の例を以て、実際上は教育委員会に働きかけ、それを阻止したのではないかと、こういうふうな説明がされましたが、私は他の例を以てこれを律するといふことは了解できません。又今挙げられた例についても私には意見があります。文部大臣の今述べられた見解については意見がありますが、それは保留しておきますが、現実には教員組合が教育委員会に働きかけてその文書阻止したといふことは私はあり得ないと思ひます。あり得るとするならば、やはりこれは事実を擧げてもらわなければならぬ。そういうことは考へられないことだといふふうに思ひます。

○委員長(川村松助君) 静粛に願ひます。

○荒木正三郎君 なお先ほど大臣が挙げられた過般のこの振替授業の問題について、教員組合の指令によつてあの振替授業が行われたように簡単な観測をしておられるが、この問題は私はいつかの機会に、その事態に就いてみたいという考へを持つておりますから今日はこれを省きますが、ただあれを簡単に見るといふことは私は慎むべきであると思ひます。あれについてはいろいろの問題がありますので、時間をかけてやりたいと思ひます。そういう意味では私は文部大臣が教員組合が教育委員会に不当な圧迫を加えておる、こ

○国務大臣(大達茂雄君) 不当の支配を及ぼしておる事例としては、一番大きな、而もはつきりした事例は、この間の振替授業に対する事例であります。○荒木正三郎君 今質疑されておる問題は、文部省の流した通達が阻止されておるといふことを質疑いたしておるのです。そのことについて事例を挙げ

われたから、きようにお答へしたのです。あなたは日教組と教育委員会というものは別個の機関であつて、その間何も仕事の上の連絡はないはずだが、従つてそれに対して影響が与えられるはずはない、そういうことはあり得ないと思ひ、こういうふうにおつしやるけれども、そういうことであれば、あり得ないといふことであれば、この教育委員会のほうあたりの不当の支配なんといふことはあるはずはありません。不当の支配といふことは普通にはないはずの支配が及ぶのが不当の支配であります。こういう現実には不当の支配があるといふことは委員会法においても認められておる、それを排除することが委員会のできた一つの基本的精神だ、こういうことが法律に書いてあります。不当の支配といふことはあり得ないのだ、常に法律的な根據を持たない支配といふことはあり得ないのだといふことは私は現実の事実とは反しておると、私はかように考へております。

○荒木正三郎君 その問題については、果して教育委員会に不当の支配があつたかどうかは私は留保しておるわけでありませぬ。今尋ねておる問題は、この文部省の流した通達について、教員組合が教育委員会に不当な圧迫を加えて、そしてこれを阻止してゐるのじやないか、こういう文部大臣の説明であつたわけであつた。従つて私はそういうことはあり得ない性質のものじやないか、こういうふうな考へておる。ところが大臣は、あり得る、こういうことで他の例を持つて来ておられますが、他の例を持つて来ないで、この問題自身について私は事実を擧げてもらひたい、こ

○国務大臣(大達茂雄君) 不当の支配を及ぼしておる事例について言えと言はれない。そういうことは考へられないことだといふふうに思ひます。

○委員長(川村松助君) 静粛に願ひます。

○荒木正三郎君 今質疑されておる問題は、文部省の流した通達が阻止されておるといふことを質疑いたしておるのです。そのことについて事例を挙げ

○国務大臣(大達茂雄君) 私が言つたのは、文部省の通達に対して、日教組がその通達の流れることを妨害しようとしておる、こう申上げておる。こういうことを日教組に従えば、これは非常に成功をしたと言つておられます。これは日教組の大会における経過報告の文書によつて明瞭であります。

○岡三郎君 通達として、というのは、それは何の通達を……文部省が流したときの話ですか。

○国務大臣(大達茂雄君) これは山口県の日教組について次官通達の場合であります。

○岡三郎君 すると全国的に流したのですか。

○国務大臣(大達茂雄君) 全国的に流した。

○岡三郎君 それはいつです。

○国務大臣(大達茂雄君) 去年の八月か、九月頃です。

○岡三郎君 昨年の、で、それでそうするというと、まあこの問題については、私は先ほど保留した問題には触れませんが、この地方教育委員会が、日教組の圧力か何か知らんけれども、力でその七割振替授業をやつちやつたと、大達さんは地教委をやめる意思がないか。こんなだらしない地教委を、どうですか。この点はあなた育成強化しても役に立たんと思われませんか、どうか。

○国務大臣(大達茂雄君) 教育委員会を育成強化したその本来の趣旨であるように、教育から不当の支配を排除するようにしたい、従つてこれを育成強化したい、かように考えます。

○岡三郎君 だからそこに問題があるの、あなたは実に地方の教育委員会を

馬鹿にして、県の教育委員会を馬鹿にしておられると思うのです。というのは、例えばここにおいでになる文部省のあなたがた三人がセレクションをされて、まあ選ばれて教育委員になつたとする。どういふ職業の人であらうかと、なる権利がある。こういった場合に教員組合というの団体は、陳情、請願なり、話合に行く、いいですか、その場合にですね、その人たちが成るほどと思えば、文部省の考え方であらうと、いいですか、どなたの考えであらうと、容れるべき常識を持つておられると私は思うわけなんです。

いいですか。そういう人に対して圧力が来た。それは圧力というよりも、ものの理解をして、そういうふうにする場合も認めてやろうという判断の下にそれがなされたので、餉くまでも私は地教委なり、教育委員会の自主的な判断というものを信ずるわけなんです。いいですか。じやそういうふうな見地に立てば、どうも大達さんの言うふうな、あれは役に立たない、あの機関に言つたつて何も教育委員会はうまい方法をしないと、こういうことではなくて、もうちよつと考え方自体というものを、都道府県の教育委員会なら教育委員会というものに対して、都道府県教育を扱つてゐるのだから、その地域の団体なり住民がいろいろと教育について陳情をする。それを聞いて行くのが名宰相であつて、名教育委員であつて、何でもかんでも頭からこうしろということばかり金科玉条に、文部省の意見ばかり守つてゐる教育委員会なんてのは、今の教育委員会法としてはナンセンスなんです、実際は、「ううだ」と呼ぶ者あり)ナンセンスなん

ですよ。それであなたがたは内務省にいたからそういうことはわからないのだけれども、今の教育委員会法の趣旨から言へば、都道府県の教育委員会と地教委というものは、地域の住民の負担に依つて教育というものをやるから、地域のそういうふうな住民の声を聞き、団体の言つてゐることを十分聞いて、いけないことは法規に照らしていかんというふうには、やはり処理して来ていると思う。それはまだ未熟のところもそれはありますよ。だからそういう点はこれは日教組、或いはえらく日教組は力があると褒められて、喜んでいいか、悲しんでいいか私にはよくわからんけれども、併しその判断はそれは間違つてゐる。教育委員会というものを無視する考え方なんです、あなたがたは。私は、だからそういう点でそういうふうな考え方だけは是正せられて、教育委員会というものが地方機関として存在しているのだから、こういうものに対しては一応やはり権威を認めて、文部省としてはその権限に従つてやつてもらいたいと思ふ。それでではむしろ存在を無視するようになつて、未熟だから地方の教育委員会を育成強化する。文部大臣の言う通りにならない教育委員会というものは駄目なんだ、俺の言うことを聞くような教育委員会にしたい、それが教育の中立性であるかのごとき印象を与えるような言辭は、これはちよつと待つてもらいたいと思ふ。

○永井純一郎君 関連して。文部大臣に今の点をほつきりしておいて頂きたいと思う。それは今も話があつた通り、この文部省が出す通牒、通達というので、依然として昔の通牒とか、通達という名前を使つておるけれども、これは大臣が言われた通り、単に勧告助言なんです。で、大体あなたのところは私サービス・ステーションだといふものではないけれども、文部省の権限というものは限られておつて、その範囲内だ。これをこの委員会というものは自主的に判断したいのです。あなたがたのほうの言う通牒とか通達とかいう、こんな尤もらしい文句では全然縛られないのですよ。あなたがたのほうの縛り得るものは特別に法律で定めた事項でだけしか縛ることができない。それはたとえ報告にしてもそう。ですから、あなたが言われるように、通牒を出した。その通牒が、例えば行政行動の実施の妨害をしたと言われるけれども、行政行動の実施をあなたがたのほうのほうとするから、そのことが間違つてゐるのです。こうしなさいという勧告、助言しかできないのですよ。だから法律的にはあなたがたがやろうとする文部省の行政行動を妨害し得るということが、すでにそういうことがあり得ないのですよ、これは考え方として、それをあなたは昔の考え方と間違つて、その点をほつきりしないで今までもつと論争されてゐるから、これはそういう議論が出て来ると思う。そういうことはあり得ないのです。法律上あり得ないと思ふ。

そこで例えば私が言うのは、日教組、私は日教組に関係も何もないけれども、一つ日教組が、例えばこの法律は悪いと言つて、一生懸命に妨害をしたつてもいいのです。或いは教育委員会に働きかけるのもこれは当然ですよ。

それはPTAが働きかけ、日教組が働きかけ、これは当り前のことです。併し教育委員会は、みずから教育行政の機関ですから、それをいろいろ聞いて、みずからの判断によつてやつたらいい。こういう筋道というものは、私は動かすことはできないと思ふのです。文部大臣は、それもあなたが取り違えておられるから、今のようない日教組が妨害をするとか、邪魔をするからこれはいけないとか、それはあなたが古い常識でただそう判断されたというふうには我々には受取れない。で、その筋道だけをここではつぎつておいて頂かないと私はいけないと、こう思ひます。はつきりして頂きたい。

○国務大臣(大達茂雄君) 私は通達の内容が拘束力を持つとは言つておらんのです。その内容の通りに地方教育委員会がしなければならん、これを主張しているわけではありません。これは勧告であり、助言でありますから、これは内容が拘束力を持つてゐるとは言わない。ただ併しなから、その通達を流すことを邪魔をする。これがつまり国の行政活動というものを妨害するということになりはせんかと、決して私は内容が拘束力を持つてゐるということをはつきり言つてゐるのじやありませんよ。それは当然なんだ。ただ併しなから、さういふ通達を流すこと自身を妨害するということとはこれは別問題です。

○田中啓一君 関連質問。只今日教組の下部に流された指令から、大要複雑多岐な質疑、論議が起きましたが、もと

だ、つまり偏向教育の事例の調査を阻害するものは日教組なんだと、こう言われた。「違う／＼」と呼ぶ者あり。そうですよ。そうしましたら、そのときにあなたが御発言になつたのは、その調査に基いて日教組からかく／＼の指令が出ておるのだ、こういう御発言があつた。そこで岡さんが、それは違ふじやないかということから議論が展開した。ところが飛躍してしまつて、今躍み上げられた。もう一遍通牒を読んでくれと、田中さんの御発言に對して、あなたは第十回の定期大会の、これは去年でしよう、定期大会の、いつだかわからない定期大会のことをする

のこを讀み上げて、しまいは山口日誌する讀み上げて、しまいは山口日誌のこを讀み上げて、私の問題を發したその筋からずらして行かれた。これは甚だ私は遺憾だと思ふ。即ち、私はここで議事進行として申上げたいことは、教育の中立性の維持が保持されておらないか、おるかということとは本案の最も重要な問題なんです。これは、昨日確認された。そのことについて、この偏向教育の事例があるかないかということから端を発して、その調査がどういうふうにあつたかということに行つたのでありますから、問題は、その調査というところに区切つて討論を進めてもらいたいし、又大臣はその調査を阻害したと言われる内容を持つ指令をこゝへ持つて来てあなたはお読みにならなければいけないと思ふ。間違

なさっているのではないか。そこで大
麥時間も過ぎておりますから大臣もお
疲れたと思いますが、あなたのほうも
その指令をお読みになつたのですか
ら、私の質問に対して責任のある指令

をここでお願いになったらよろしい。そんなものは私の当初の質問に対しては何ら責任のない御答弁だと思う。どうぞもとに戻してやつてもらいたい。

○國務大臣(大達茂雄君) 私は文部省が法律上地方の教育委員会に対して報告を求める権限を持つていて、従つてかような場合に調査の方法は法律上備わつていて、併し現実の問題としては有効な調査というものはできない、こういう意味のことを申し上げて、そしてそれは日教組が教育委員会に対して強い支配力を持つて邪魔をすると思ふ、邪魔をして、こういうふうにして申し上げたのであります。御承知の通り、今日この法案に非常な反対をしてゐるものは日教組であります。これは法律がまだできない、内容のきまらないうちから、その内容についていろいろな間違つたことを前提にして、盛んに反対運動をしております。そしてこの調査についても、通牒文を見ればはつきりこれは教育の事情についての報告を求めただけであります。然るにこれに対して教職員に対する思想調査であるとか、あられもなく非難を加えた、(笑聲)これもよく御存じの通りであると思ふ。そして日教組は只今のように入部省の通達に対しては流布することを阻害する、こういうふう

に實際の力を持つてゐる。とにかく終いには教育委員会が哀訴願するところまで行く、それだけの強い力を持つてゐるのですから、であるからこの調査が有効に行えないということは、日教組がこれを邪魔をしてゐるからだと思ふ、こういうことを申し上げた。○高田なほ子君 それはちよつと違ふと思うのですよ、調査が非常にうまく

行かない、それは日教組だとあなたはおつしやつた。それから調査がうまく行かないということとは、日教組が邪魔をすることだけですかと私が申し上げた。そうしたらあなたはそうだ、それはこう、こういう指令があつて調査を邪魔してゐるのだ、これは速記録をやつて、あなたはそれの指令をお読みになつた、ところが私は日教組とは近しいのですけれども、(笑聲)そういう指令も何も拝見してゐないわけですから、大変早耳だと思つて非常に感心して聞いていた。そこから岡さんの論議が發展したのですから、さつき読んだ指令というのは、調査を阻害しなさいという指令じやないのじやないかと思ふのです。

○國務大臣(大達茂雄君) それはそうです。今讀んだのは山口県の場合に、日記に關連して全国的に次官通達を出した。これに対する日教組の妨害の事実を申し上げたのであります。今度の調査の依頼ですね、調査の依頼について具体的に日教組が邪魔をしたというはつきりした文書はありません。ありませんが私は日教組が邪魔をしたと思ふ。(それは主観だね、)「そんなべらほうな大臣はないよ」と呼ぶ者あり。

○高田なほ子君 思うなというところは大臣としての答弁じやないと思ふ。○須藤五郎君 どうも大達さん、あんた年甲斐もなくすぐ答弁が喧嘩腰になるので、この問題は私たち参議院の委員としては申合せて冷静に結構に審議を尽そうというのが私たちの本意なんだから、そういう立場であつたも答弁

をして行つてもらいたいと思ふのです。感情に促われないでお互に行きたいと思ふのです。先ほど高田委員の質問に対して出所を明らかにせよということに對して、迷惑のかかる人があるからそれは発表できないというお言葉だつたわけですね。どういう迷惑がかかるのです、それを発表したら

○國務大臣(大達茂雄君) この問題は先ほどから申し上げたように甚だ遺憾なからお答えはできません。ただ私どものところへは、これはこういうことは、きりがありまけんから出さんのであります、随分地方の教育委員会の委員長の人でもPTAの会長の人でも、こういうわけでありまして、ということ、この事例だけではございません。今度の法案についてもたくさん書類なんかも寄せておられます。けれども申し合せたように、名前を言うとき非常に圧迫を受ける、日教組からですよ、圧迫を受けて非常に苦しい立場になりますからということとは殆んど全部それについて書いてある。これだけじやありませんが、とにかく私はいやうことを言うのは失礼ですけれども、出所とか調査方法とか頻りにお尋ねになるのは、要するにいい加減なものを出してゐるのじやないか、(その通り)と呼ぶ者あり。こういうつもりで言つておられるのだと思ふ。私どものほうはしなばしなば申上げるように、決していい加減なでつち上げのものは出しておりません、そんな卑劣なことはいたさないで、どこかの組合みたいに全く虚構の事実を、ビラを撒いたりパンフレットを出したりするような卑劣なことはいたしません。(それは目茶苦茶だ

ぞ)と呼ぶ者あり。○須藤五郎君 迷惑がかかるということ、出所を明らかにすればこれを文部省へ提供した人に日教組から圧力がかかるのか何となくという、如何にも日教組が暴力団体であるのかよく聞えるが、そんなことは以てのほかだ、日教組は平和と独立を護るために闘つてゐる文化団体ですよ、それは出所を明らかにしたからといって、その人に圧力をかけて脅迫するということとは、そんなことはどうしても考えられない、むしろこういうことを一方的に発表された人がどれだけ迷惑を受けておられますか、あなたは、こういうことをあなたにほうへ提供した人に迷惑がかかるから発表できないといふながら、只今発表されたことによつて大きな迷惑を受けてゐる人に、どうしてあなたは申訳ができるか、京都においてはすでにそういう事実が現れてゐるのです。それに對して文部省は責任をどうとるか聞きたいのです。

○岡三郎君 関連々々。○須藤五郎君 いや答弁させたほうがいいのだ。(笑聲)○國務大臣(大達茂雄君) 出所等については繰返して申上げるようでありまして、これはお答えはできません。○須藤五郎君 その点はあなたは事実だといふけれども、事実を裏付けるためにこれを提供した人を喚んで調べなければならん、ところが提供した人をあなたは言おうとしない、それでは文部省が一方的にこういうでつち上げをやるか、或いはいやがつてゐるところの国警を使つて調査をさせて、そして国警をして調査させたということでは言えないから、出所は明らかにされな

いといつてゐるのか、無根の事実だと言われても仕方がないじやありませんか、私たちはこれを明らかにしたい、出所を明らかにしなかつたらこれを明らかにすることはできないじやありませんか、一方的に発表された人が非常に迷惑を受けてゐる、それに対して文部省はどれだけの責任を持つてゐるのか、どうですか。

○國務大臣(大達茂雄君) でつち上げのものでないということはしばしば申し上げた通りであります。これが若しでつち上げだと断定されるなら、この公文書は偽造文書だ、こういう意味でありますか。

○須藤五郎君 我々はでつち上げであるか真実であるかということ調べなければならん、その調べる手段として出所はどこだということを突きつめなければ、私どもは調べるのができないじやないですか。○國務大臣(大達茂雄君) 私はこの資料を、あなたの方のほうで事実として判断して頂きたい、こういうことを強制してゐる意味は一つもないのです。資料を出せ、文部省で持つてゐる資料があるか、こういうことでありますから提出しただけでありまして、その判断は、委員各位のそれらの御判断によることであります。決してこれを一方的に強制してゐる意味ではありません。ただ申上げるように、でつち上げをした人なんかするといふことはありませんから、絶対的に。その点はでつち上げといふことになる明瞭な公文書偽造ですから、そういうことはない、わかりきつてゐる。

○須藤五郎君 ちよつと私の質問してゐるのは、この文書によつて迷惑のかかつ

た人です。事実がないということによつて迷惑を受けている人が出て来た場合、文部省は責任をどうするかというのを私は質問しているのです。文部省の責任を私は聞いています。一方的な文書によつて迷惑がかかる人がたくさんある。

○国務大臣(大達茂雄君) そういう仮定の問題にはお答えできませんが、それは文部省が、これは前にも申し上げたと思いましたが、私がこれは明らかに間違つておつた、間違つておつたということを確認すればそれは私は善処いたします。

○須藤五郎君 私たちはたくさんこの間は間違つておつたという陳情を受けているのです。そうしてこの文書によつて被害を受けている人からの陳情も受けているわけなんです。ね、だからそれを明らかにしたいのです。そうしてその被害を受けている人たちの意見をいかにあげなくちやいかん、私たちの立場から言う。ただあなたの一人のものの考え方でもこれを事実だ事実だと、事実でない証拠が出て来てもあなたは、いや事実だ事実だと言つて頻りに詰るものか。若し事実でないという証拠が出て来たならばどう責任をとられるかということとを質問しているのです。仮定の問題でも何でもありません。

○国務大臣(大達茂雄君) 只今答弁した通りです。

○荒木正三郎君 この今問題になつていいるのは、この文部省提出の資料の信憑性ですね、私は非常に疑念を持つておられます。従つてその疑念を明らかにするためにこの資料についてできるだけの質疑をして、これを明らかにした

いと考へておるのです。これは私はこの法案を審議する我々としては当然のことだと思つてゐる。で、文部大臣もこの資料についてはできる範囲内において明らかにするようにすべきが当然であります。(「当然」と呼ぶ者あり)

これは文部省が出している資料なんだから、当然しなければならぬ。そこで私は機密を保持すべきような問題があれば、それはその問題は答えられないという事であればわかります。併し昨日質疑をいたしましたように、この資料は新聞に記載されたものを主として取つて来たのだ、こういう説明であつた。そういうものだけでは信憑性が乏しいじやないかと言つたときに、文部大臣はその新聞記事に対して文部省の係官を派遣してそれを調査せしめたものである、こういう答弁があつたわけなんです。そこで、私はそれでどこでこの県へ行つて調査せられたか、それを明らかにしてほいたいと言つたのです。これは機密保持でもないのです。個人に直る問題でもない。どの県に行つて文部省は調査をしたか、これくらいは明らかにできないといふことはならないかと思ふ。(「その通り」と呼ぶ者あり) これすら個人の名誉に關するとか、日教組の圧迫もあるとか、そういうことで答弁ができないといふことは私は理解できない。(「その通り」と呼ぶ者あり) ですから、そういう答弁をするべきでない問題は当然私は明らかにすべきだと思ふ。(「審議権の無視ですよ」と呼ぶ者あり) なぜですか、それは、私は理由を聞きたい。

○国務大臣(大達茂雄君) それは先ほども申し上げたように、この事例の一件については調査報告等については折角であります、答弁を控えます。

○荒木正三郎君 そこで私は資料は捏造だ、信憑性はない、こういう捏造ではないかという疑いをさす持つのです。文部省の係官が出張して調べた。どこの県に行つたかということさえ言えないとすれば、これは信憑性というものは疑わざるを得ない。これは野党議員だからそんなものはどうでもいいのだ、こういう態度では私はいいないと思ふ。私は文部大臣の反省を求めたい。(「そうだ」と呼ぶ者あり)

は無茶だよ、そんなべらぼうなことがあるものか」と呼ぶ者あり) そんな幾ら何と言つてもそれはやはりいけません、そのくらいのことば明らかにしななければならぬ。(「それは昔の大臣のやることだよ」と呼ぶ者あり)

○高田なほ子君 大臣の今の発言というものは非常に重大だと思ふのです。信憑性がないとお前が思うなら仕方がないじやないか、これは突然に私は重大だと思ふのです。なぜならば大臣もよくと御存知のように中立性を欠いた教育をするように教唆煽動する行為を処罰する、こういう重大な問題が絡んでい

○国務大臣(大達茂雄君) しばしば申し上げる様に、決してこれをあなたにたの判断を強いる、こういう意味はないのであります。若し信憑性なしと御判断になればそれまでであります。

○永井純一郎君 関連して、それは文部大臣はあなたの部下が調査に出張したのはどこかというように答へないといふことは、これはできませんよ。(「それはできません」と呼ぶ者あり) それはできませんよ。(「国会法に基いてこれはできない」と呼ぶ者あり) 若しあなたが答へないならば(「そんな秘密は許されません」と呼ぶ者あり) それはあなたがその職責におこるとはできませんよ。(「そんなことはできない、国会において」と呼ぶ者あり) どうしますか。(「許されません」と呼ぶ者あり) そのくらいのことは答へなければいけませんよ、審議権に対して、何ら理由がない。

○国務大臣(大達茂雄君) 昨日来申上げておる通りであります。(「駄目だ」と呼ぶ者あり)

○永井純一郎君 それは大臣、それはいけませんよ。そういう……。(「それは

○国務大臣(大達茂雄君) この法律案が成立した場合に、これらのこういう事例があれば、これは成立以後でなければ問題になりません。遡るわけですから、こういう事例が教育の場合において行われる場合に、それが罰則に該当するものかどうかというものは、これは文部大臣が認定する、きめるもので、これはそれ……の

事例について、その事実の有無、それが法律に該当するかしらないかということはあげて裁判官が認定をする、こういう問題だらうと思ひます。

○高田なほ子君 いや、ちよつと……。

○国務大臣(大達茂雄君) でありますから、この事例の信憑性というものについて、今私が裁判官と同じような意味で、これを真実なりと言つてゐるのじやない(「関連質問」と呼ぶ者あり) それはできないのであります、事実でありますから、私はこういう事実があると思つて、こう思つて出したのであります。あなたがたに対して、どうしてもそう思ひなさい、こういうことを強制する意味は毛頭ないのです。(「そういうことはわかっている」と呼ぶ者あり) そういう意味において信憑性なしとお考へになれば、それはやむを得ない、こう申上げてゐるのであります。

○高橋道男君 議事進行について。本問題については昨日いろいろ議論がございまして、又本委員会としてはこれに關する証人を呼ぶについての計画も進めておられますので、他に本日は午後

の日程もございまして、この辺で午前の会議を休憩にして頂きたいという動議を提出いたします。(「賛成」「委員長」と呼ぶ者あり)

つたら一、二を許して、然る上で「賛成」と呼ぶ者あり。円潤に私は休憩に入らせて頂いた方がお互いによろしいのじやないかと思ひます。付言して申しますが、私も一言質問がありま

す。(笑聲)

○岡三郎君 今の動議に私も賛成なわけですが。ただ問題は、昨日の理事會に付託して、委員長が昨日報告されたけれども、具体的には當委員會へ出された資料には、いろ／＼と大臣の御答弁は軽く見たり重く見たりいろ／＼御返答がある。それは當委員會に出された資料です。誰がどう言おうと、そういうことについて、一面において日教組の行き方が余りラジカルだというようなことも混えていろ／＼言われておるけれども、もつと端的に言えば、先ほどなたかおつしやつたように、こういうふうな事例に對象となつた人間或いは學校、大変なことですよ。これは大臣が戦争裁判を土人の首領と言われたけれども、大臣は今や教員に対してそれをやつてゐるということも言えるのですよ。(その通り)「マツカーンズだよ。」と呼ぶ者あり。罪もない者が仮にあつたとして、それをあなた

がやつたとしたらこれは大変なことになる。私はそういう点でやはりこういう問題については、それは考え方の違ひだと言つても事實は事實として、究明できる問題は限度があるとしても、報告はできると思ふ。それでそういう問題についてはいいけれども、一番問題になるのは大臣が言われたことについて、係官をやつたことについても言えんと、これは私はそれを突つ張られた場合においては事態は紛糾して、これはほかのほうに波及すると思ふわ

けです。もつと具体的に我々はこの問題について大臣、文部當局の意向を質し、そうしてその上において昨日の理事會の決定をどの程度にするかという問題についての基準はなお私は分明でないと思ふ、神ならぬ身においては。そういう点について明確でない点も幾つかあるのだ、この点は是非委員長において次回にやらしてもらいたいと思ふ、今私はすぐできないから。やろうと思へばできないことはないのだけれども、今やつてはいかんと思ふので遠慮したいと思ふ。但し問題は確かにこういうことは事實なんだ、でつち上げではないという限りにおいては、可能の範囲内において我々はこれらの事實をそうであるかないかということをやることが、この法律のやつぱり根本問題に觸れて行く問題だと私は思ふわけですよ。だからそういう点において文部省のほうは誠意を以てどの程度事件に対して係官を何月に派した、その調査報告はこうであつたという程度のことは、私は秘密でないと思ふ。若しもそれを秘密と言ふならば、私は国会法を盾に取つてやります、これは私たちが権能があるのだから。文部大臣が幾ら拒否されても拒否されない方法を以ていたします。これは國警がいわゆる共產黨の問題についてとやかく言う問題と、文部省が調査した問題とは違ひです。これはもう大達さんがよくわかつてゐると私は思ふわけですよ。國警がこの出所は言えんというのと、文部省が係官をやつて公表された事實に対してこう調べたということが言えんということは、これはあなたが幾ら拒否されてもできんと思ふ。だから若しも拒否されるならば、こういうこと

は私はできないと思ふので、この点に觸れては文部省としても、やはりこういう問題が來てゐるので議事進行上十分誠意を以てお答えしてもらいたい。この資料については責任を以てやつてもらいたい。これができない場合においては、私は私の方法をとらざるを得ない。そういうことがないように、議事進行をしたいので、是非ともそういうふうな文部省でするよ、まあ委員長においても御足労だけれども、委員長長のほうからもそういうふうに取り計つてもらいたいと思ふ。それができないという、ちよつと(紛糾する)。「その通り。」と呼ぶ者あり。いろ／＼な資料を、例えば今度私のほうからい加減な資料を配つて、勝手だと、そんなことはできないですよ。文部省のほうでもそんないい加減な資料じやないと言つてゐるのだから、一つ国会法に基いて審議を促進する意味において文部省は國警その他の事例と違ひのだから、その点をはつきり分明せられて、御協議の上、議事進行のほうに協力してもらいたい。委員長においてこれを請つてもらいたい。

○相馬助治君 私はこの際委員長を通じて文部大臣に一つ是非ともこの審議に協力して頂きたいという観点から以下三点を申上げておきたいと申うのです。

先ずこの偏向教育の資料というものが出された経緯については、文部大臣が昨日おつしやつたことによつてわかりました。即ち衆議院において、偏向教育の事例があるかという質問に答えて、それに見合うために本資料を出したということでありますが、我々は他院のことについては批判の限りではありません。本院においては明らかに委員會の手を経由して正式に我々文書函にこれが配付されておるのであります。従ひまして、これは文部省が我々に好意をもつて資料を参考に出したというものでなくして、国会の審議の過程を通じて正式に出された資料であるということをおしは委員會その他を廻つて確認しております。従つてこの問題がどうしてもこの文部委員會において解明されないとするならば、次にとるべき我々には手段があるということをおし。併し問題は、昨日出所を示せといふ同僚荒木委員の質問に対してどうしても出所を示すことができない。かように言明されたのでやむなくこの問題については理事會を開いて我々は別途の方法によつてできるだけの偏向教育事例についての信憑性の審議をすることにいたしました。出所がどこであるかといふことは我々の手においては調べることが不可能でございます。即ちそれは文部大臣を証人に呼んでこれは聞く以外には手はないわけだからです。そういう意味において本日又その出所が問題になつておるのであります。大体文部省ががやうな調査権のないといふことについては我々も認めしております。これをどういふふうにかに判断するかは委員の自由であるといふことも、仰せまでもなくこれを如何にに判断するかは擧げて私達の自由でございます。併しながら文部大臣としては責任を持たなければならぬことは明白である。第一は先ほど触れられましたように、国会に対して、特に本院に対して責任を持たなければならぬ。少くとも資料を委員會を通じて正

式に文書函に配付したという観点から、正式の資料としての如何にに判断するか、判断しないかということではなくて、この資料を出したという事実と、それから明らかにこのタイトルに關つておりますように、偏向教育の事例としてある。小学校にはかかる事例がありますと報告しているんじやない。偏向教育の事例があるといつておる。偏向教育というものは如何なる尺度で以てきめたかは我々は第二段の質問に移るのであります。これは明らかに文部省の意図が混つておる。私はこれを靜かに讀んでみて、一、二疑わしきものがあるけれども、その他は率直に讀んでみて、何が偏向しているのかさつぱりわからぬ。それは文部大臣と私の尺度が違ふんだからかも知れませんが、そういう意味で國會に対してあなたは第一責任を持たなければならぬ。第二には、この非常にジャーナリストに対して興味を与える問題であり、この問題は擧げて社會に報道されておるといふ問題です。これは文部大臣として社會に対して責任を負わなければならぬ。

第三には、當該者に対してこれは不測の被害をこうむつておるものが推定される。或いはそれは本人がただ強弁するだけで文部大臣が言う通りかも知れない。眞実の犯人が、單に俺は犯人でない。犯人でないと言ひつけておるのかも知れない。併しそのことは明らかにされなくちやならない。而も我々は最初からでつち上げなどとは申してない。出所を示せといつても出所を示さないから、それではでつち上げじやないかといふことで、流れた言葉を

買つて我々はつち上げじやないかと
いつておるのでありまして、私はこの世
の中には偏向教育の事例があると思つ
た。偏向教育が絶無などとは何人
も言ひ得ないと思つた。そういう
意味で少くともあなたは社会に對して
責任を負わなくちやならないし、当該
者に對してもやつぱり文部大臣として
の立場からの責任を負わなくちやなら
ないと思つた。法的な責任じやあ
りません、私の言つてゐるあとの二つ
の第一段の国会に對しては法的責任で
すが、あとの二つは道義的責任であり
ます。さうなる意味合において、ど
うしてもここで大臣が我々の納得する
ような答弁をなさらないならば、先ず
質問自体が無理であるか無理でないか
を先ず判定しなければならぬ。質問
自体に無理がないという前提に立つ
て、而も文部大臣がその答弁を肯んじ
ないとするならば、我々は国会法の規
定するところによつて、かかるでたら
めな資料を我々の文書函に配付したの
は何事であるかというので議論におい
てこれを問題にしないくちやならない。
さうなることは文部大臣としても好
ましくないし、本文部委員会としても
我々が答弁を要求して拒否され、やむ
なく議論に移したなどということは、
本委員会の權威においても、而も明敏
にして公正なる川村委員長の下におい
て、我々はさうなることは願うところ
でない。どうか一つそれらの事情を
よく考えられて、先ほど岡君も触れら
れたように、どうか文部大臣において
は本案が一日も速かに結果を生むよう
に審議に協力して頂きたい。

○高田なほ子君 私は二つの資料の要
求をしたいと思ひます。先ほど文部大
臣はこの資料の偏向教育の事例に對す
る、この問題は大臣が責任を負つて、
全くこれは真実のものだと言われまし
た。併しこの結果を得る過程で明らか
になつたことは、大部分新聞の事例に
よつたような御答弁がございました。
それでこの前から私はどういふ新聞
で、どういふ内容の記事であるか、そ
の新聞の記事を集めて資料として出
して下さい、こういうふうな要求をし
てゐるわけでありまして。これはまだ資料
が私の手許に参りませんし、資料を下
さらない理由についても御答弁があり
ませんから、重ねてこの新聞でよろし
い、新聞の資料、これを集めて頂戴し
たい。

第二点は、昨日頂戴いたしました教
育の中立性が保持されてゐない。こ
れらの報告について、こういうものを
一つの資料として頂戴いたしましたこ
ろが、これは事例についての調査の
報告状況であります。私は報告状況よ
り一步進んで、報告のあつた都道府県
の内訳の問題、なにかづつ口答報告の
あつた都道府県の数、二つの資料を送付
して来た都道府県の数、二つの内容
の問題を、内容を資料として頂戴いた
したい。なお未報告都道府県数、この
未報告の都道府県、できれば府県
名、それらのものも資料として頂戴で
きますように、特に重大なる審議の資
料でありますから、委員長を通して卒
直に頂戴できるようにお取計らい願ひ
たい。

○須藤五郎君 私も、一つ資料を要求
したいと思つたのですが、資料を要求す
ると同時に文部大臣にも注文しておき
たいと思つたところがあるのですが、た
しか昭和二十二年頃でしたか、文部省で

民主主義と非民主主義という単行本が
出ておるのではないですか。

○委員長(川村松助君) 今度の問題に
関係ありませんか。

○須藤五郎君 関係あります。どうも
先ほどからの大臣の答弁ぶりを聞いて
いふと、どうも民主主義という線から
多少逸脱の傾向があるので、次にここ
へ出席をなさるまでに、その本を一つ
一度読んで来てもらいたいと思つた。
(笑聲)同時に我々もそれを讀んで、如
何なるものが民主主義であり、如何な
るものが非民主主義であるかというこ
とを知つて、そうして討議を進めたい
と思ひますので、その資料を提出して
頂きたい。

○委員長(川村松助君) 御発言もなけ
れば、この程度で休憩に入ります。
午後零時五十四分休憩

午後二時四十一分開会
○委員長(川村松助君) 委員会を再開
いたします。

御発言のかた、御発言願ひます。
○河野謙三君 私は主として文部行政
の中の体育行政について質疑を試みた
と思ひますが、その前に文部大臣に
明確に率直に御意見を伺いたいのです
が、最近あなたの御心配のように、非
常に思想傾向が面白くない。特に青少
年の思想の動向について非常に御心配
のようでありまして、私もその一人で
あります。根本的には政治の貧困の一
語に尽きるところです。併し文部大
臣として教育行政を担当しておられ
るあなたとしては、教育の目的を最
見解を伺いたいの、教育の目的を最
も阻害しておる大きな問題は、私は賭
博行為だと思つた。競輪競馬、その他

れに類似することは、而も天下公然と
許可されておる。これに對しまして、
文教の責任の地位にあられるあなたは
どういふ御見解を持つておるか、これ
を先ず第一に率直に伺いたいと思ひま
す。

○國務大臣(大達茂雄君) 戦後におき
まして、賭博的な要素を含んでおるパ
チンコ、競輪であるとか、そういう一
連のことが非常に青少年の間に流行い
たしておるようであります。私はこれ
は誠に好ましくないことであると存じ
ます。できることならば、かようなこ
とがあとを絶つようになりたいたと、こ
ういふふうに思つております。

○河野謙三君 現在の段階はそういう
文部大臣が消極的な態度で私はおられ
ない時じやないか、こう思つたのです
が、もつと積極的にこれに對してあな
たからの政府内部における活動なり、
又全国のあらゆる会合の機会を捉え
て、あなたの賭博行為に對する意思表
示があつて然るべきじやないか、こう
私は思つたのです。

時間の關係上私は先ず私としての意
見を申し上げますが、例えば競輪を施行
してゐるのは、地方財政は、特にこれ
なくして戦災都市は学校もできない、
道路もできない。ところが学校という
ものはどこまでも私の見解では教育の
手段であつて、目的そのものではない
と。競輪をやることによつて学校
を建て、教育の手段を整える。これ
は確かにやつております。併し手段を
整へておる間に教育本来の目的を破壊
しておる、私はこう思つたのです。『そ
の通り』と呼ぶ者あり。私はそういう
ふうに思ひますが、教育の目的そのも
のに影響がございせんですか。

○國務大臣(大達茂雄君) これは御承
知の通り戦後になつて急にこういうこ
とがはやり出して、これはアメリカあ
たりではもとからやつておつたこと
でありますから、そういうことがアメ
リカ式にどん／＼導入されたというふう
にも見られますし、又戦後における国
民の敗戦から来る一種の自暴自棄とい
いますか、混乱というか、そういう関
係と結び付いて大變盛んになつた。又
これは当時の社会においては一応従来
の戦前のやうなことでなしに、一応是
認をせられて、そうしていろ／＼な財
源に使つておる。これもいわば窮乏の
結果であると思ひます。これが教育とい
います、社会教育の面において青少
年に面白くない影響を与えるというこ
とは當然考えられることであります。
殊に今日では日本の国民経済の立て直
りというものが今日で上つておら
ん。而も人口が非常に多い。若い人は
殆んど前途に合理的な見通しといいま
すか、希望を持ち得ない状態であるか
ら、私は、これは私見を申し上げて恐
縮であります。若い人が将来に希望を
持ち得ない。従つて先のことを考えれ
ばどういふふうに分の市民としての
生活を全うし得るかという点の見通し
がないためにくさ／＼して、自然その
目の目に追われて、一種の利己的
な、氣を紛らすことに追われてゐる。
これがやはりパチンコだとか競輪とか
いうやうなものが非常にやつてゐる
一つの原因だらう、これは私はその意
味においては無理はないと思ひます。
又これは余りよいことではないけれど
も、青少年は非常なメラニコリーに陥
ることをこれで紛らわしてゐる面もあ
るのではないか、こう思ひます。私は

一日も早く世の中が、社会の窮乏状態、又思想の混乱というものが軌道に乗つて来ることによつて、おのずからこういうことは国民が余り興味を持たない、世の中からだん／＼捨て去られるというものであると思ひますけれども、併しこれをただ教育という、社会教育でありまして、表からこれを禁止するとか何とかというところにつきましては、相当にこれは実情に對して検討しなければならぬのではないかと。こういうふうな考へております。

○河野三三 あなたは文部大臣に就任されてまだ日も浅いのですけれども、従来の文部省の競輪、競馬に対する態度というものは殆んど傍觀的態度であつた。例えば一つの例を申上げるならば、私の土地に、学校のすぐ隣りに競輪場ができておる。昔お寺の前で牛云々という話があつたが、お寺の前で屠場ができたより、もつとひどいです。こういうことに対して文部省は從來何ら意見の發表もなかつた。そういうことがだん／＼積り積つて私は今日来ておると思う。私の見解では競輪というふうなものは、これはヒロポン中毒や阿片中毒と同じだと思ふ。全く家庭を破壊しておる。ただその日／＼の、あなたも今お話がありました、利那主義に生きておる。これに對して文教の責任の地位にあるところの文部大臣が、私はもつと積極的でないならばならない、私はこう思う。あなたのお話のように、成るほど今すぐこれをやめると地方財政その他に非常に大きな影響があるので、これは第一、議會でも相當の反抗があるでしょう。それは私は認めますが、そこで若しこの毒物である、私は敢えて毒物と申します、毒物であるところの競輪その他の賭博行為を、やむにやまれず許可する以上は、この半面において毒消しをやらなければならぬ。青少年を別の方面に指導しなければならぬ。それが私はこれからお尋ねしたいところの体育行政だと思ふ。そういうふうな思ひますが、一体その点は如何でございましょうか。

○國務大臣(大連茂雄君) これは今日非常に多数に上つておる正規な学校で勉強することのできない青少年の数は非常に多数に上つております。これにとか健全な風潮が起るということとは、これは国家としては非常にまあ極端に言えば一番大きな問題だと言つてもいいんじゃないかと思ひます。申上げるように今日の青少年は見ようによつては自暴自棄であつて、利那的なことで目を送つておるというように見えないことではないのであります。併し、そのうちにあつてもやはり一部には非常に勉學上の氣持に燃えて、働いて中をいよめる定時制の学校に行くとか、青年學級というものが御承知の通り去年の特別国会において成立をいたしました。極めて微々たる國費を以て青少年の自発的な、自然発生的に起つて来る勉學心の手伝いをしたいと、非常に一般當りの補助金としては極めて微々たるものであります。それでも昨年の特別国会において説明しておりましたときは、青年學級は全国で一万二千という数字を説明しておつたのであります。去年の秋頃になりましたと、すでに二万という数字を以て説明することになつておる。それほど今日、一面に我が國の青少年が非常に勉學向上、何とかこの困難に打ち勝つて、一身を立派に立てて行きたいという機運に燃えておる面があることは、これは見逃がすべからざる事實である。できることならば、これらの点に極力助長、援助することによつて、延いては青少年全体に清新な、健全な氣風を作興せられんことを希望しておるわけでありませう。この場合において、やはり今御指摘になりましたように、この体育といふことがスポーツといひますか、これをいよめる國民体育の振興、これは青年がくだらんパチンコだとかそういうつまらんことをやめて、いよめる明朗闊達な氣風を刷新するゆゑんでありますから、これは從來も文部省としてはこれに努力して来たわけでありませう。今後なおできるだけの体育の振興といふことには努力をして行きたい、かように考へております。

○河野三三 氣持の上においては一致したのであります。私はなお釈迦に説法でありますけれども、念のため申上げますが、今申上げた賭博行為といふものは、これは賭博と暴力、賭博と犯罪といふものは非常に一体なものである。いもを食わしておつて、ガスを出すなという注文ができないと同様に、賭博をやらしておつて暴力を否定し、犯罪を否定したりするわけに行きません。そこで私は、併しやむにやまれずこの賭博行為の経過措置として、今極めて短時日の間であるけれども認めざるを得ない、こういう実情であると思ふ。而もこれは極めて短時日である。その間において、スポーツと犯罪の關係につきましては、これはあなたの所管の文部省の中でもいろいろ調査資料がありますが、私は一昨年歐

州に行きましたときに、スイスにおきましていろいろ調査をして見ますと、さすがにあの國は非常に科学的ないろいろな統計を持つております。例えばスイスの國で調べましたアメリカの統計によりますと、シカゴのスポーツの施設を整備した結果、青少年の犯罪が実に五七%減少したという例がはつきりと出ております。又そのほかにアメリカの各州におけるところのこの種の事例が非常に多いのです。一々数字があまりすけれども申上げませんが、とにかく一番犯罪の多いのは青少年である。日本におきまして、外国とは違ひますけれども、青少年は比較的日本は犯罪は少ないほうであります。けれども、十四歳から十八歳までが一番犯罪が多い。而もこの犯罪の中の青少年の率といふものは、二四%から二七%になるというところは、これは警視庁で發表しております。この青少年の犯罪に向つて、スポーツといふものはどのくらい効果があるかといふことは、これは敢えてスイスの事例を待つまでもなく、アメリカの事例を待つまでもなくはつきりしている。ところがこれに對しまして日本の現在の政府の、特に文部省の予算の内容をみますと、極めてこれは氣持はよく一致したのであります。言ふことはいいけれども、やることはともあれといふことになつておられる。これに對して私は不満があるわけなんです。これに對して私は敢えて申しますが、もう少し積極性が欲しいと、こう思うのですが、一つ御意見を更に伺いたい。

○國務大臣(大連茂雄君) 誠に言葉の通りであります。これは國民体育の問題につきましても、又一般青少年の指導といひますか、これを対象とする社会教育の施策の上においても、予算は御指摘の通り誠に不満足であります。これは今後鋭意充實することにしたしたいと、かように考へております。

○河野三三 この際大蔵政務次官がお見えになつておりますが、これは文部省だけの問題じゃないのです。大蔵當局にもよく聞いてもらいたいのですが、一体日本の予算の組み方をみますと、いわゆる警察費、保安隊費、こゝういふものに年々歳々経費が増して来る。予算が殖えてゐる。逆に私が指摘するやうな社会教育、スポーツ、こゝういふやうな問題に對しての予算といふものはむしろ減つてゐるという傾向にあるのですが、これは私は本末顛倒だと思ふのです。むしろ根本的の対策といふものは、私は今青少年の例を申しましたが、警察行政費を削る一つの手段として、もう少し文部省も社会教育、体育面の予算を、もつと私は積極的に殖やすべきだと思ひますが、大蔵省はそういうやうなことをお考えになりませうか。

○政府委員(植木庚子郎君) 御趣旨の点に御尤もでございまして、大蔵省當局といたしまして、文部當局の御要求、御説明に應じまして、乏しい中からでもできるだけ限りの増額計上を圖つてゐる次第でございまして、二十九年度予算におきまして、文教振興の予算といひましては、前年度十億一千五百萬円の予算でございまして、二十九年度におきましては十一億四千八百萬円、こゝういふことに相成つております。僅かではございませうけれども、極力こゝうした計上にも配意いたし

ていることを御了承を仰ぎたいと存じます。

○河野三三 まあいろいろ、警察行政の費用との比率等で申上げる材料も持つておられますけれども、これは時間の関係上申上げませんが、そこで私は次に文部大臣に御参考までにもう一つ申上げておきます。

これもあなたのほうの調査ですが、文部省の調査によると、運動を現にやつていない人は、男の中では僅かに二三%、女が一三%、それ以外は運動をやつてない。ところがそれ以外のやつてない人で、やりたいと思つてゐるけれどもできないという人が、男が三七%、女が四一%というあなたのほうの調査資料が私の手許に来ております。更に、じやこのやつてない人はどうしてかという、運動をしてない人の中で、という理由というのは、男で時間がないうという人が三八%、それから用具とか施設とか指導者がない、こういうために運動ができないのだという人が四七・八%であります。これはもう文部大臣の下に於いての調査でありますから、御承知と思ひますが、更に女の例になりまして、時間がないうからできないという人が三七%、用具がないとか、施設がないとか、指導者がないからできないというのが三一・八%、女といふこともこのくらいある。こういうような統計からみて、施設とか用具とか指導者というものを得るならば、国民の中で更に健全なスポーツを明日からでもやりたいという人が三〇%乃至四〇%あるわけなんです。これは単にスポーツをやるといふだけのことにやなくて、その結果が先ほど申上げましたように思想上の非常な好結果も

来たり、犯罪の防止にもなるし、こういうような現実には国民の気持がここにあらうことがわかつていて、今のような私は大蔵省等が予算措置において消極的な態度というものは情ないと思ひます。これに對しまして文部大臣はもう百も御承知の上であります。ところが、今後におきましても、そこで私は今日問題があるのですが、予算上は今日出ておりませんけれども、この五月に万国のレスリング大会が東京都において行われる。今東京都では四億五億の金をかけて室内施設の完成を急いでおります。これには二十数カ国から選手が二百何人参加する、こういうことになつておりますが、これに對して政府は何らの関心を持つていない、財政的な関心が織込まれていない、こういう現状であります。これに對して私はもう少し積極的であつて欲しいと、こう思ふのですが、如何なる準備がござりますか。

○國務大臣(大達茂雄君) この五月にレスリングの世界選手権大会が東京で行われる予定でありまして、これは將來招請されるかも知れないオリンピック大会といふものの試金石にもなるわけでありまして、是非とも成功をしてみたいといふ、こういうふうな折衝つてやまないわけでありまして。これにつきましては東京のほうのいろいろ、予算的な計画があるようでありまして、これは大蔵省その他関係の省ともよく話し合ひをしまして、できるだけ財政的な援助をしたい、こういうふうな思つております。

○河野三三 大蔵政務次官から、これらについて大蔵省の心構えを一つ伺いたいと思ふのですが、今もう折角善

処するとか、折角相談しますという段階じやありません。もう五月のことです。同時に今文部大臣はさすがにそのほうに對して御心配のことでしょう、よく見通しをつけておられますが、今世界のオリンピックを日本に誘致しようといふことは国民運動となつて起つてゐるわけですね。ところが五月の万国レスリング大会に若し日本がすべての点においてうまく行かなかつた場合には、これは永久に世界のオリンピック大会といふものは日本に誘致できないと思ふのであります。世界に對して政府が反対ならば別です。若し政府も東京都も、これは東京都がオリンピックを主催するのじやなく、日本の国としてやるのだといふだけの政府に期待がオリンピックに對してあるならば、この五月こそ真に大事なレスリング大会だ。これに對して大蔵省はどういうふうな予算的措置をとつて下さいますか。

○政府委員(植木庚子郎君) お答え申し上げます。從來大蔵省財務当局の、こうした國際的な協議に對する補助といふことは、或いは世界オリンピック大会でありますとか、或いはアジアのオリンピック競技大会といふたような國際的な、而も総合的な種目の競技の場合におおむね限つておつたようでございます。今回の只今御質問にございますレスリングの世界選手権大会の問題につきましては、まだ文部当局から御相談を受けておりませんので、ここで直ちに結論を申上げるわけには参りませんが、從來の、今申上げましたような経過から考えまして結論を出したいと思ふと、相当困難があると思ひま

す。併しながら我々当局といたしましても、できるだけ限りの文部当局の御希望を入れるのが至当じやないかというふうにも考へておりますので、十二分に研究をさして頂きたいと考へております。

○河野三三 從來この総合競技の場合には出したけれども、単一の競技についてはそういう例が余りない、これは國外派遣のことです。今度は日本がついに先頃札幌で世界のスケート大会をやつた、ところがこれは参加人員も、参加国も非常に少かつた。併しそれには對しては六百万円かの補助金が出たはずであります。今度のやつは全く規模が違ふのです。二十数カ国、二百数十名の選手が参加して、而も日本でオリンピック大会をやるといふのは、前哨戦として、これは国民挙げて、私は國の總力を挙げてこのレスリング大会に對しては万全を期せなきやならん。かような場合にまだ文部省が大蔵省に對して何らの話もしていないといふことは私は非常に不思議だと思ふので、今してはいないと言つても仕方がない、私は暫く待ちますから、お二人でそこで御相談なすつて下さい。そうしてもう少し具体的に返事して頂きたい。

○政府委員(植木庚子郎君) お答え申し上げます。只今まだ文部御当局から御相談を受けていないと申し上げましたのは、正式に御相談を受けておらないといふことの意味で申上げたのでありまして、非公式には何とかならんものかといふので内々いろいろ御相談を受けております。併しまだ正式には御相談を受けておりませんので、それで結論を直ちに申上げることができない

と、こうお答えした次第でございます。

○河野三三 それでは文部大臣から、文部大臣はこの大会の意義の重要性は十分御認識があるようでございますが、大蔵省に對してどういふふうな交渉をされますか、あなたのほうの大蔵省に對してのお心構えを一つ伺いたい、具体的に。

○國務大臣(大達茂雄君) これは率直に申上げますと、この二十九年度の予算を作るときに計上して置くのが一番よかつた。當時まだ東京都のほうでその点がはつきりしていなかつたのが實際でありまして、いよいよはつきりしたときは予算の間に合はなかつたわけでありまして、でありますから今日となつてしまつては、これは金額は忘れましたけれども、千万円か千五百万円ぐらいではないかと思ふのですが、その東京都で予定しておられる補助金額といふものは今日になりました。予算に計上されておりますから、結局予備費で何とか大蔵省のほうにお願いをするといふよりは、ほかに方法がないわけでありまして、今大蔵政務次官からもお話になりましたように從來の關係もありまして、果して東京都で考へておられる金額の補助ができるかどうか、その点は私もまだこれはこれから大蔵省にお願いをしなきやならぬのであります。から、どうもそう簡単ではないと思つておりますが、とにかくできるだけ一つ大蔵省に奮起して頂きたい、こういうふうな思つて、そのつもりで大蔵省にお願いをするつもりであります。

○河野三三 私ども東京都から幾ら要求が出てゐるか知りません。知りませんが、東京都の要求は尤もである、從

つて東京都の要求そのままを文部大臣は、とにかく大蔵省に一つ折衝してやる、そういうことであるですね。私はどうも植木さん甚だ失礼ですけれども、あなたたち、まだスポーツの意義というものがよくわかっていないと思うのです。先ほど来いへる統計を申し上げましたが、これは今国内的なことを申し上げましたが、私は一昨年初めてヘルシンキに行ったのです。そうすると、先ず第一に驚いたことはフィンランドに限ったことではありませんが、どの国に行きましても日本人というのは相変わらず非常に戦争の好きな国だ、物騒な国民だという認識が決して現在も拭き取れておりません。これに對して一番平和を愛好する国民であるといふことを海外に宣伝徹底させるのはいへる／＼な方法があるでありまして、うけれども、私はスポーツが一番早いだらうと思う。現にアメリカと日本との關係におきましてスポーツの交流によつてその効果を非常に収めておる。フィリピンも同様であります。今度二十数ヶ国が向うから来てくれる、今度は外貨じゃない。日本の円で間に合うことなんです。何でこの際二千万円や、三千万円の金を損んで、これだけの大きな外交をやるのに大蔵省がそう行かないというので、あなた達はスポーツに理解があると言いましても、二千万円や三千万円の金で私は二日も三日も考えているなら、私はスポーツに理解があるとは思えないが、如何でございましょうか。

○政府委員(植木庚子郎君) お答え申し上げます。スポーツに理解がないと言つてお叱りをこうされましたが、少くとも私もスポーツに對しては相當の理解を持つてゐるつもりでございまして、みずからも学生時代には少しはスポーツを嗜んだほうであります。併しスポーツに理解を持つてゐるかいけないかというところは、いわゆる財政的援助を大蔵省がするか、しないかというところのみで御判断を頂くというのは、私は遺憾に存じます。併しこれはまあ余談でございまして、大蔵当局といたしまして、從來の方針もございまして、だからその点十分研究してみたいとは考えております。まあ御承知のように、丁度今国会の会期中でございまして、一方で常任委員会の決算の委員会の方面におきましては、会期中に第二予備金式なものを出すことは不都合千万じやないかというので、非常なお叱りをこうむつております。まあそういうふうなこともありますので、どういふふうに善処し得るかという点、今非常に悩んでおる次第でございまして。

○河野謙三君 これは政務次官、少し詭弁だと思ふ。スポーツを理解しておると言う。スポーツを理解しておるといふこと、財政的支出をするか、しないかといふことは別だと思ふが、私はこれはそうではないと思ふ。あなたが真に理解があつて、スポーツの重要性というものを認識をして、スポーツ外交の重要性を認識しておるならば、一方の警察費や、その他のものは割つても、もつと基本的なこの方面に金を、二億でも三億でも五億でも使わなきゃいけないと思ふ。これがあなたの思想となつて財政面に現れて来なければ、私もはあなたにスポーツに理解があるとは思わな。ただ大蔵省の政務次官であるとか、巾着の紐をきつくさへ締めればいいと、こういうことではないと私は思ふのです。まあこれは責任の地位にあつて、ここで軽々に氣持を割つても言えないところだとは思ふのですけれども、私は十分あなたが一つ私の言ふことを了解されて、善処しようといふことであるといふふうに私は了解して、私はこの問題については一応あなたへの質疑を打ち切ろうと思ひますが、それで、そこは君が勝手に了解するのであつて、俺はそこまで共鳴してはいない、こうおつしやるのでありますか。(笑聲)

○政府委員(植木庚子郎君) 先ほど私がお答え申し上げましたように、財政的援助を出したからオリンピック運動競技に理解があるかないかという、その御判断の点については、私は所見を異にします。併しながら私自身もこうした問題が、御趣旨のような意味もあつて、非常にいいといふことについては同感でございまして、極力善処したいと思ひます。

○河野謙三君 これはね、少し無理ですよ。真剣な色慾だつて金がなければできませんよ。ねえ、そうでしょう。恋愛も金がなければできませんよ。ましてあなたが真にスポーツを理解し、このスポーツ外交を通じてですよ、日本の国民は平和を愛好するのだといふことを万国に大いにあまねく徹底せようといふには、絶対的のチャンスではありませんか。そのチャンスが来て、これがあなた、金がなくてできませんか。それもこれは単に一東京都の行事であつて、政府として関係したことではない。こういうような御認識ですか。私は少くとも形式は東京都であつても、今度のレスリングの大会にしろ、又これから迎へんとする世界オリンピック大会にしろ、すべてこれは国の行事であり、国の仕事だと思ふのです。お聞きになつてゐるでしょうが、私はフィンランドに行きましたときに、驚いたのは、あれはフィンランドの国としてオリンピックをやつてゐる。決してあれは一都市の仕事ではなくて、フィンランドの国を挙げて、軍隊まで出動して、あの小さい国で總力を挙げて各行政府が完全に一体となつて、あの世界オリンピック大会をやつてゐる。これが東京に誘致された場合にも同様だと思ふ。でありますから、話はくどくなりますが、そう何も、私はこの文部委員会に初めて出たのですがあるから、あなたの言葉尻を捉えて野党がどうかこうとかといふ問題ではないのですから、もつとさつぱらんに、氣持がそこにあるのならば、もう少し具体的に何か御答へ願えませんか。

○政府委員(植木庚子郎君) 何回御質問を受けましても、私の立場といたしましては、文部当局のお申出を受けまして、十二分に善処して参りたいと、結論はここに尽きます。

○河野謙三君 善処するといふことは、この頃非常にはやるのですが、(笑聲) 文部大臣、じやこれは文部大臣から、大蔵省に折衝の相手となる文部大臣の決意のほどを伺いたい。教育二法案に對する決意のほどを伺ひたい。一つ言つて頂きたいと思ふ。(拍手)

○河野謙三君 伺ひたいと思ひます。

○河野謙三君 只今申し上げましたような趣旨で、極力大蔵大臣にお願いをしたいと思つております。

○河野謙三君 もう一つ同様にやはりこのオリンピック誘致の前哨戦と言ふ言葉は悪いかも知れませんが、一段階としてアジア大会があるのですが、これに對しましては、文部省並びに大蔵省はどういうふうな準備が現在までできましたか、これを伺ひたいと思ひます。

○河野謙三君 アジア大会につきましては、二十九年度の予算に一千万円経費を計上してあります。これは河野さんから御覧になると、非常に少な過ぎるということになるかと思ひますが、又事実体育協会あたりで予定しております出場選手は、或る程度人数は減るような結果にはしないかと思ひます。これはまあ緊縮予算といふことで、実はそれ以上の計上が困難であつたわけでありまして、一千万円といふのが二十九年度予算に計上せられております。

○河野謙三君 その一千万円というのは、最終的なものでございまして、なお更に、一千万円は一応きまつてゐる、併しなお二百人からの選手を派遣するに當つて、これではもうどうにもならぬことは当り前でありまして、そこでなお一千万円以外の問題についても文部省が折角大蔵省と交渉中である、こういうふうなことになるのであります。

○河野謙三君 これは予算が数字がきまつておりますから、一応この一千万円で交弁することにいたしたいと、こういうふうな考へております。

○河野謙三君 さつきから大蔵政務次官なり文部大臣、しきりに予算、予算と言ひまされども、今度の予算だつて、例えば今問題になつてゐる入場

税の国移管ね、これもまだきまら

ん。裁維課税の問題も、何かどうやら
予算の内容とは違ふ方向に行つてい
る。それから、そのほかまだ細かい問
題が、予算でもおおよそ食い違つてい
る問題がある。併しこれが通らなくて
も、一時の予算の収入面は非常に内輪
に固く見てあるから、どうせ二百五十
億や三百億の自然増収はあるだろうと
いうようなことは、これは政府が常に
非公式に言つておられることなので
す。入場税のような百九十何億のもの
が、仮に穴があいても、これは自然増
収で何とかやつて行けると、大蔵省は
常々非公式に言つておられますよ。であ
りますから、これは予算、予算とおつ
しやるけれども、こんな僅かなオリン
ピックの、いやアジア大会など、それ
からレスリング大会のこんな問題で、
これはこの二千万円や三千万円の問題
で予算、予算と一々引合に出されるの
は私は受取れないのですが、大蔵政務
次官、その点は如何ですか。ただ氣持
の問題でしょう。あなたたちはこれは
出るのだという方針をきめれば金の問
題はどうにもなるのでしよう。ただ
それが妥当であるかないかという問題
でしょう。そうじゃないでしようか。

○政府委員(植木庚子郎君) アジア・
オリンピック競技大会への出席の予算
が一千万円計上してありまして、これ
で以て善処すべきものであると私は考
えます。お話のように、これは単なる
予算であつて、その必要があれば又ど
んどん金を出してでもいいのかという
ような御質問のように承りますが、
その点はやはり予算で以て、その最高
限度を一千万円と、この問題につきま
してきめてある以上は、この中で善処

して行くのが当然の措置であらうと、
かように考える次第でございます。

なお念のため申上げておきますが、
只今入場税、或いはしやし税等の問題
につきまして、大蔵省の当局が非公式
には、それが入らなくても何とかやれ
るのだといふ風に申したようにおつし
やいましたけれども、私は現在の大蔵
省の人達の中に、さようなことを申し
た人があるとは恐らく考えられんとい
うふうに確信をいたしております。

○河野三三君 私はその点は品をよ
く、誰がどこでどう言つたということ
を言わないだけの話です。あなたが言
えとおつしやるならば言えますよ。た
だ私はあなたがそういうことを言わせ
ようとは思わない。そういうことは常
識ですね。そういうことは議事録と政府の問
の常識です。そういうことは予算委員
会と同じ問題でありますから、ここで
は論議はいたしません。とにかく文
部大臣にして、大蔵政務次官にして、
言葉だけでなく、心から私が先ほど申
上げましたような、スポーツ行政の重
要性を心から本心に認識されたのな
ら、もつとこれを具体的に予算面に表わ
す方法というものは、私はなくちやい
かと思ふ。それを何も具体的に表わさ
ないで、ただここで私に非常に御尤も
だと、共鳴したと、こうおつしやいま
しても、それはあなたがたにお二人の
答弁は、私に對して啓蒙無礼という客
弁ですよ。言葉の上では極めて啓蒙で
あるけれども、腹の中では極めて無礼
だと思ふ。(笑聲)真に心も言葉も本
当に私に共鳴いたしましたか。それを
もう一遍私は伺いたい。

算に計上してありません問題でありま
すから、何とか予備費でできるだけの補
助をできましように、これは本心に努
力したいと思つております。それから
今の極東アジア大会のことですが、ア
ジア大会の経費、これは実は私もど
してもこの計開されてゐる規模から見
て、非常に金が少いという点は承知を
しておつたものであります。まあい
ろいろ大蔵省のほうにもお願いをした
のであります。ただ予算の金額という
だけでなしに、これは御承知のように
外貨の関係もありましたし、結局一
千万円ということに落着きましたの
で、でありますから、これはその予算
で最高限がきまつたのであります。か
ら、よく、特別な全然予想しなかつ
た事情が発生すればこれは別でありま
すけれども、そうでない限りは、今日
これを一千万円を上廻る金額を支出す
るという考え方はまあできないであろ
うと思ひます。この点非常に金が少く
て遺憾の点がありますけれども、これ
はまあ政府として、かようなことを申
すのはどうかと思ひますけれども、や
はり国民全体、或いは民間の協力とい
うような点も考へて、何とかこのアジ
ア大会が成功して、日本派遣選手が立
派な成績を取つて帰るようになりたい。
その点は十分念願をしておりますが、
予算関係では、今一千万円を上廻る支
出をするというようなことは申上げら
れないと思ひます。

○河野三三君 私はこれで質問を終り
ます。お二人の共鳴を得ましたので、私
は、真の共鳴者を得ましたので、私は
お二人の政治力からして、当然このく
らいのものは片付くということで、本
当の意味の善処を期待いたしました。私
は質問を打ち切りますが、文部大臣に、
特に勇氣のある文部大臣にこの際期待
しておきたいことは、先ほど来申上げ
ておりますように、あなたが一方にお
いて如何に教育行政に熱心であつて
も、一方において賭博行為その他を放
任しておいて、これは饒の河原に石を
積むようなものですよ。それは片一方
で積む。片一方で壊している。片一方
は壊すほうに、極めてあなたの勇氣と
努力というものが向けられていては、
私は本心に日本の国は立直らんとする
のですよ。これは本心に私真剣に申上
げる。特に青少年。青少年を対象に考
へました場合、あなたにもつと、あな
たの教育行政の幅が広くなつちやいか
ん。一方で石を積み上げる、片一方で
壊すことから見れば、例え仔細なこと
であつても、あなたはこれを排撃して
行かなくちやならんと思ふ。それが一
番私の目に写るのは今の賭博行為であ
りますから、特に私はこの点はあなた
の人格に期待いたしまして、これに當
つて私は一つ御活動願ひたいというこ
とを申上げまして、私は質問を打ち切
ります。

○荒木正三郎君 あとの予定もありま
すから、私は簡単にお尋ねをしたいと
思ひますが、今日お尋ねしたいと考へ
ておる問題は、駐留軍による損害補償
の問題でございます。中でも今日お尋
ねしたいと考へておるのは、学校施設
に對する補償の問題です。で、これは
前の国会でこの法律ができたときに、
学校施設について補償するかどうか、
これを政令に入れるかどうかというこ
とが非常に問題になつたわけでありま
す。で、当委員会としてもこれは是非
その中に入れるべきであるというよう
な意向に一致しておつたわけでありま
す。又文部当局においても、これは非
常に御尽力によつて、幸い補償の對象
として政令の中に入れることになりま
したので、その後政令が公付せられた
と思つております。ところが實際問題
としては、これらの補償については進
捗していないという実情だと思ひので
す。ところが学校側にとつては一日も
早く適當な補助を受けたい、そして
防音設備なり、或いは非常に危険な
飛行場に本心に近接しておつて危険な
ところにある学校においては移転をし
たい、こういう切実な要望があるわけ
なんです。これはどういふ加減で遅
延しているのか、私はこの際お尋ねを
しておきたいと思ひます。

○河野三三君 この問題は
非常に昨年来御心配を致しまして、御
協力によりまして多少文字の上からむ
ずかしい点もありましたけれども、学
校を政令のうちに加へることができま
したので、只今ではその實際の調査を
いたしております。防音設備等によつ
て何とか間に合つて行くものとはも
くであります。学校によつてはやは
り移転政策をしなければならんという
ものも、私どもはその必要があると思
えております。これにつきましても今
調査をしておりますので、できるだけ
早くその運びにいたしたいと、かよう
に考へております。あれはまあさうい
うふうに御承知願ひます。

○荒木正三郎君 それで昨年度の予算
の實施については、一応三月末という
のが区切りになつておると思ひます
が、その昨年度の予算の執行について

第七部 文部委員会會議録第十五号 昭和二十九年四月二日【參議院】

